

SUB 政府の中小企業支援策について

- 「経営改善・資金繰り相談窓口」の設置（全国850か所）について
- 平成24年度補正予算を踏まえた中小企業・小規模事業者向け資金繰り支援について
- 中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関による支援の開始について

◆ 「経営改善・資金繰り相談窓口」の設置（全国850か所）について

経済産業省は、6日、中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部を開催しました。経営改善支援や金融円滑化法の期限切れに伴う資金繰り支援に向けた「経営改善支援対策」を決定、全国約580ヶ所に「経営改善・資金繰り相談窓口」を設置して対応することとしました。詳細はこちらから↓

<http://www.meti.go.jp/press/2012/03/20130308005/20130308005.html>

<参考> 3/5 茂木経済産業大臣の記者会見での冒頭発言

最後に、3点目ではありますが、中小企業・小規模事業者の支援ということで、金融円滑化法が今月末で期限を迎えるわけではありますが、中小企業、そして小規模事業者の経営改善を徹底的に促進する支援体制の強化を図るとともに、年度末及び年度明けの資金繰り支援を万全なものとしていくことが極めて重要だと考えております。このため、私を本部長といたします中小企業・小規模事業者経営改善支援対策本部を新たに設置することにいたしました。

同本部におきましては、中小企業再生支援協議会、認定支援機関や政策金融機関等の関係機関が一体となって、支援策を推進するため、経営改善支援や資金繰り支援に向けた対策の策定、フォローアップ等を行っていきたいと思っております。

1回目の本部会合を、明日開催を予定いたしており。詳細は、事務方からこの後説明させていただきたいと思っております。

◆平成24年度補正予算を踏まえた中小企業・小規模事業者向け資金繰り支援について
信用保証協会や日本政策投資銀行などでは、長引く円高・デフレ不況などの影響により資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者などを対象とした支援策として、

- 「借換保証」の推進
- 「経営支援を前提としたセーフティネット貸付」の新設
- 「中小企業経営力強化資金」の新設
- 「資本金劣後ローン」の拡充

などを行う制度の運用及び相談を

3月1日から開始しました。

詳細は、こちらから

<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2013/0227shikinguri.htm>

◆中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関による支援の開始について

全都道府県に設置されている中小企業再生支援協議会に『経営改善支援センター』を新設し、経営革新等支援機関が中小企業・小規模事業者の依頼を受けて経営改善計画などの策定支援を行い、中小企業・小規模事業者の経営改善を促進します。

詳細は、こちらから↓

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html>

以上、ご参考までにお知らせします。

東京税政連 事務局